

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>																								
<p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																								
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p>																								
<p>第7条</p>	<p>第7条</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>419,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>418,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>470,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>531,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>606,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000
号給	給料月額（円）																								
1	371,000																								
2	419,000																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	370,000																								
2	418,000																								
3	470,000																								
4	531,000																								
5	606,000																								
<p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、<u>その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p>	<p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、<u>特定任期付職員が従事する業務に応じて別に定める基準に従い決定する。</u></p>																								
<p>(1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合</p>																									
<p>(2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合</p>																									
<p>(3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有す</p>																									

る者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)

第8条

職務の級	1級	2級	3級
給料月額 (円)	154,300	166,100	183,300

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職務の級を、その困難及び責任の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1級 定型的な業務を行う職務
- (2) 2級 困難な業務を行う職務
- (3) 3級 特に困難な業務を行う職務

(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)

第8条

職務の級	1級	2級	3級
給料月額 (円)	151,800	163,600	180,800

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職務の級を、その職務に応じて別に定める基準に従い決定する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第7条第2項及び第8条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。